

令和6年11月29日 開会 会期日数 1日間  
令和6年11月29日 閉会 開議日数 1日間

## 令和6年第2回後志広域連合議会定例会会議録

後志広域連合議会

令和6年第2回後志広域連合議会定例会

- 招集年月日 令和6年11月14日
- 招集の場所 ホテル第一会館 3階会議室
- 開 会 令和6年11月29日（金曜日） 13時55分 議長宣告
- 議事日程
  - 1 会議録署名議員の指名
  - 2 会期の決定
  - 3 諸般の報告
  - 4 一般質問
  - 5 行政報告
  - 6 認定第1号 令和5年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
  - 7 認定第2号 令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 8 認定第3号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 9 議案第1号 後志広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例について
  - 10 議案第2号 令和6年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）
  - 11 議案第3号 令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○ 出席議員（16名）

議長16番	岩井英明（赤井川村）	1番	堀清（古平町）
2番	岩本幹兒（積丹町）	3番	堤富佐代（留寿都村）
4番	青羽雄士（ニセコ町）	5番	嶋田茂（仁木町）
6番	中村厚子（京極町）	7番	小川泰樹（喜茂別町）
8番	熊谷雅幸（蘭越町）	9番	古谷眞司（倶知安町）
10番	稲葉寛久（神恵内村）	11番	陰能裕一（真狩村）
12番	浅井文博（共和町）	13番	三浦弘文（泊村）
14番	菅一（黒松内町）	15番	中田仁史（島牧村）

○ 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

広域連合長	片山健也
代表監査委員	佐藤嘉己

○ 出席説明員

副広域連合長	北川淳一
事務局長兼総務課長	山口丈夫
会計管理者	瀬戸雅哉
税務課長	岡林雅人
国民健康保険課長	埜口浩司
介護保険課長	田中哉利
総務課総務係長	松田典明
税務課滞納徴収係長	萬年博文
国民健康保険課国保係長	庄司良佑
国民健康保険課保険給付係長	菅野まみ
介護保険課介護保険係長	佐々木貴裕
介護保険課事業推進係長	松尾真由美
介護保険課保険管理係長	村山弘樹
介護保険課介護給付係長	上妻竜一

○ 出席事務局職員  
事務局長 山口 丈夫  
書記 松田 典明

○ 会議録署名議員  
11番 陰能 裕一 (真狩村)                      12番 浅井 文博 (共和町)

◎開会、開議の宣言

○ 議長（岩井英明）

ただいまの出席議員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年第2回後志広域連合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○ 議長（岩井英明）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、「11番 陰能議員」「12番 浅井議員」を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○ 議長（岩井英明）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日、議会運営委員会が開催され、その結果「本日1日限り」の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○ 議長（岩井英明）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

本定例会に提出されました議案につきましては、すでに配布されている議案綴りのとおりであります。

次に、監査委員から9月から11月までの例月出納検査の結果、正当である旨の報告がありましたので、お知らせします。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明員は、お手元に配布いたしております一覧表のとおりであります。

以上で「諸般の報告」を終わります。

◎日程第4 一般質問

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第4「一般質問」を行います。

発言を許します。

2番、岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）

「後志広域連合第9期介護保険事業計画の推進に向けて」について、ご質問いたします。

先般、「後志広域連合第9期介護保険事業計画の推進に向けて」という冊子をいただきました。

た。「事業収入が減少し、実施主体の経営を圧迫しております。」「担い手確保ができず、事業規模縮小、撤退が増える懸念があります。」との事ですが、それは日本全国でもその傾向で、地方の介護を支えてきたといっても過言でない社会福祉協議会の事業所も約230ヶ所廃止、約100町村の事業所ゼロ、約280町村の事業所は1ヶ所のみということですが、後志広域連合の各自治体の状況はどのようなものなのでしょうか。お知らせ下さい。

それから、冊子4ページには「サービス基盤をどのように維持するか方向性を示すことが必要です。」として町村として決めるべき方向性（選択肢）として、一、現在のサービス基盤を町村単独で維持する、二、今後の事業所担い手確保状況を見極めて、町村単独で現在のサービス基盤を縮小する、三、町村単独でのサービス基盤の維持は限界であり、広域連携を模索する、と三つの方向性を示され、それぞれの懸念点やメリットなどを提示しておりました。

また、その後の6ページから8ページには第9期事業計画の基本的な方向性、それに対する広域連合の取組みが書かれておりますが、後志広域連合としてこの三つの方向性に対しての指針といたしますか、統一見解といたしますか、つまり各町村の判断に委ねるのではなく、後志広域連合の存在意義を高めるためにも、こういった方向性でいくべきだということはないのでしょうか。お伺いいたします。

○ 議長（岩井英明）

答弁を求めます。片山連合長。

○ 広域連合長（片山健也）

ただいまの岩本議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、ご質問の1点目の「広域連合構成町村における介護サービス事業所の状況」につきましては、配布させていただきました資料によりご説明を申し上げます。

この資料は、北海道指定の事業所と広域連合指定のものに区分し、それぞれ平成20年度から令和5年度までの指定数の推移を表しております。説明は、16町村全体の数値で概要を申し上げます。なお、この表の数値は、同一事業所で異なるサービスを提供している場合は、そのサービス単位で計上しておりますのでご了承ください。まず、道指定の事業所につきましては、平成20年度が16、令和5年度が16であり、増減はございません。次に、広域連合指定の事業所につきましては、平成20年度が30でしたが、平成28年の法改正により、利用定員18人以下の通所介護（デイサービス）が地域密着型サービス事業へ移行したことから事業所指定が増えております。事業所数は平成30年度、令和元年度をピークに減少傾向にあり、特に令和4年度以降に顕在化しているというような状況でございます。

その理由につきましては、一つとしては、利用者の減少による事業所の統合、二つ目としては、介護人材の不足、三つ目としては、それらによる経営悪化による縮小・廃止となっておりますが、事業所からの届出だけでは分析に限界がありますので、それが今後の課題と考えております。以上が、広域連合構成町村における介護サービス事業所の状況ということでございます。

次に、2点目の「サービス基盤を維持するための三つの方向性に対する広域連合としての指針の有無」について、申し上げます。

まず、この件につきましては、まず最初に8月の臨時議会で配布させていただいた「後志広域連合第9期介護保険事業計画の推進に向けて」の資料について、その作成の目的と内容構成、その中で三つの方向性の位置づけについて、申し上げたいと思います。配布させていただきました資料は、本年度から3箇年にわたって推進していく第9期の後志広域連合介護保険事業計画をスタートするに当たって、広域連合の取組みとして特に注力していきたいことについてご理解をいただくために作成したものであります。その取組みとは、構成町村やサービス提供事業者が実施する事業に対する支援として、構成町村に対しては「伴走型」の、サービス提供事業者に対しては「後方型」の支援を強化していきたいとするものであります。そこで、資料では、広域連合がそのことに注力する背景を、「各町村の介護サービス基盤の維持に向けた課題の共有について」ということで、資料の前段に記載したものであり、議員ご指摘の「三つの方向性」は、その課題を共有する1つであります。

「三つの方向性」を取り上げた理由は、要介護・要支援の高齢者が減少し、さらに担い手の確保が厳しさを増す中で、今後、サービスの基盤をどのように維持していくか、まちとしての方向性を考える必要があるのではないか、という課題を提起したものでございます。そして、この課題の扱いにつきましては、第9期の計画以降、構成町村と広域連合が連携しながら現状を分析し、有用な方策を模索していくための認識を共有したいという思いから、例示的に示したものでありまして、今後の検討の中で、さらに場合によっては選択肢が増えていくということも想定しているところでございます。

したがいまして、今後につきましては、各町村の意向を擦り合わせる過程の中で、広域連合として一定の方向性を示すことが必要ということで、必要な場合につきましては、もう少し明確な指針というものを示して参りたい、このように考えているところでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○ 議長（岩井英明）

再質問ありますか。

2番、岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）

各自自治体の状況はどのようなものなののでしょうか、ということでございますので、これは後ほどでも結構ですから、各町村別の事業所の状況を表に表してですね、今日でなくても結構ですので、これをお知らせ願いたいと思います。

私なぜひちょっとこれ気になるかといいますとね、先ほども言ったようにおそらく各町村の事業所の主体となるところは、社会福祉協議会が主体が多いんじゃないかと思うんです。先ほど言いましたように、社会福祉協議会の事業所も約230ヶ所廃止という方向で、増える方向でありますので、このへんを非常に懸念しているところでございますので、各町村別の事業所、特に社会福祉協議会が担っている事業所は各町村でどのようになっているかとしてことを、これは今日でなくて結構ですので、後ほど書にして周知していただきたいと思います。

それから、この三つの方向性に対しては、おそらく今まだ模索中でありまして、各町村の意向を一定の方向に持っていきたいというような考えでございますけれども、正にそのとおりであろうと思います。後志広域連合の各町村は、この三つの方向性でバラバラだった場合において、じゃあ後志広域連合の存在意義っていうのはどこにあるのだろうか。例えば各地一つの町村は単独で維持していきたいと、一つの町村は、これ例ですよ、単独で維持するのは難しいから限界だから広域連携を模索すると、そうした場合において、じゃあ16町村がバラバラで果たして後志広域連合としてこれでいいのだろうか、というような懸念がございますので、そのへんのところをこの計画の中にはまだ盛られておりませんので、そのへんのところをただ各町村のその判断に任せるだけでなく、後志広域連合としてこういう方向が一番いいんだよという方向を私は出していくべきではないかと思うんです。

それからですね、施設介護に比べて在宅介護の報酬は低く抑えられ、そのためヘルパーの賃金は安く、これからますます人員不足が続くことが危惧されますが、後志広域連合としてのこれはやはり各自自治体に、今そうですけれども、任せるだけでなく、現在の訪問介護体制を継続していくために、何らかの施策を考えていかなければならない状況にあるのではないかと思います。後志広域連合としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○ 議長（岩井英明）

答弁を求めます。

○ 介護保険課長（田中戟利）

再質問についてお答えいたします。

まず一点目、各自自治体の事業所についての状況については、後日整理をして配布をしたいかと思っております。

二点目の「三つの方向性」に対しての指針についてでございますが、議員の仰る通り、各自治体・地域において様々な課題がございます。その中で、一つのまとまった後志広域連合として一つの方向性を示すといったことが必要な場合もある状況があることも考えられますし、地域に応じた、各課題に応じた方向性ということも示すことも必要になってくるかなと思っております。それらにつきましては、今後地域・自治体とより連携を深め、ヒアリング等を行いながら一定の方向性を示していければなというふうに思っているところでございます。

最後、訪問介護等の賃金等の問題についてということでございますが、介護人員厳しい状況の中、なかなか賃金が上がらないと、よって介護人員も不足しているよという現状において、当連合としては、次年度10期計画に向けたニーズ調査等を含めた各種調査の中で、事業所においても実態の調査を行いながら、そういった分析を行い、必要な対策を取って参りたいというふうに思っております。以上でございます。

○ 議長（岩井英明）

連合長。

○ 広域連合長（片山健也）

岩本議員さんから質問があったということで、その危機感といいますかね、スピード感、後志広域連合として主体的にそういった実態把握をして、連携できるのであれば連携調整役をいうことを含めてのお話だというふうに思っておりますので、そのへん実態踏まえながら広域連合として、できる連携調整等も含めて進めて参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（岩井英明）

再々質問ありますか。

○ 議員（岩本幹兒）

はい。

○ 議長（岩井英明）

2番、岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）

この指針ですけれども、今10期計画に向けて行っていきたいということでございますけれど、この今の世の中から見ると人口減少、後志管内でもね、この動きから見てですね、今9期が始まって、それまた10期計画に向けてって、私は今連合長が言ったとおりスピード感を持って臨んでいきたいということですので、そのとおりもう少しですね、もうこの世の中の流れから言ったらこんな10期計画に向けてね、やっていくようなそんな呑気な状態ではないと思います。特に、後志にとってはそういう状況ではないと、人口減少が甚だしく進んでいる、その一つの原因が、全てとは言いませんけれども、介護保険体制のこの充実がちょっと不足していると、札幌とかに比べても不足していると、そういう状況もあるのではないかと思いますので、10期に向けてとか、そういうことじゃなくて、連合長今仰っていただいてございましたので、もっとスピード感を持ってですね、これに臨んでいただきたいと思えます。

それから、以前にも質問いたしました、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすものとして、生活支援コーディネーターができれば、ケアマネージャーが兼務という体制ではなく、それぞれ1名ずつ配置されるのが望ましい形ではないかと思えますが、後志広域連合の各自治体の状況はどのようになっていますか。おそらく、兼務の形が多いのではないかと思います。業務量の実態、財政的な負担などの理由により、兼務という形をとっている町村が多いのではないかと思います。今後ますます増加すると思われる認知症対策などの生活支援体制整備に重点的に取り組んでいない状況ではないかと思えますが、後志広域連合としてはこの点をどのようしていきたいと思っているのか、

これについてお伺いいたします。

- 副広域連合長（北川淳一）  
議長。

- 議長（岩井英明）  
副連合長。

- 副広域連合長（北川淳一）  
先ほど、担当課長の方がですね、10期計画に向けて取り組んでいくというふうに申し上げたのはですね、今年度から第9期計画を3年に渡って推進していくわけですが、この9期計画の推進期間にあってもですね、10期計画の新たな計画に向けた取組みを進めていくと、同時並行していくということでお答えしましたので、その点ご理解をいただきたいと思います。後段の質問については、担当の方から説明させていただきます。

- 介護保険課長（田中戟利）  
議長。

- 議長（岩井英明）  
介護保険課長。

- 介護保険課長（田中戟利）  
先ほどのコーディネーターとケアマネを兼務されている状況というところでございますが、実際に兼務されている自治体は多いと承知をしているところでございます。ただ、各自治体において人材の確保等については、なかなか厳しい実態があるといったところも現状でございます。こういった中、広域連合としては人材確保として、若手の学生さんを地方にお招きし、実習体験をして、地方・地域で働くことの大切さですとか生きがいなどを感じていただき、学生に都市部だけではなく、地域で働くことの楽しさですとか重要性だとかを感じているという取組みを行っております。なかなか厳しい状況ではございますが、そういったところも広域として行っておりますので、その他人材確保について、今後良い施策等々があれば、積極的に広域連合としても取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

- 議長（岩井英明）  
以上で一般質問を終わります。

◎日程第5 認定第1号

- 議長（岩井英明）  
次に、日程第5「認定第1号 令和5年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第7「認定第3号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を、議題といたします。

決算の審議にあたりましては、議会運営委員会より、決算特別委員会は設置せず、本会議で審議することの決定がされた旨の報告がありました。

したがいまして、決算の審議は本会議で審議することといたします。

認定第1号から認定第3号は、後志広域連合3会計の決算案件でございますが、先に3会計の概要説明と、監査委員から決算審査の意見を伺い、その後、会計ごとの審議を行うことといたします。

決算概要について、説明を求めます。

- 副広域連合長（北川淳一）

議長。

○ 議長（岩井英明）

北川副広域連合長。

○ 副広域連合長（北川淳一）

それでは、決算の概要について、申し上げます。

令和5年度決算の書類は、「歳入歳出決算書及び事項別明細書」のほか、「主要な施策の成果報告書」及び監査委員の「決算審査意見書」としております。これより説明につきましては、着座で説明させていただきます。

決算の概要について、まず、一般会計から申し上げます。

決算書の1ページをご覧ください。

金額は、概数で申し上げます。歳入の総額は、約1億9,500万円で、予算と比較して、おおよそ270万円の減となっております。

続いて歳出となります。2ページをご覧ください。

一般会計の歳出は、広域連合組織を運営するための管理経費のほか、徴税費、議会費、選挙費、監査委員費及び介護保険事業特別会計への繰出に係る経費で構成されております。歳出の総額は、約1億9,200万円で、予算との比較では、おおよそ520万円の減となっております。

歳入歳出の差引額は、3ページに記載のとおり、250万2,639円であります。

続いて、国民健康保険事業特別会計でございます。17ページをご覧ください。

歳入の総額は、約68億8,800万円で、収入未済額は約180万円、予算との比較では、おおよそ4,300万円の減となっております。

続いて歳出です。18ページをお開きください。

この会計の歳出は、医療をはじめとする各種保険給付費のほか、道への納付金、関係町村が実施する保健事業に係る経費、広域連合の国保事業を運営するための管理経費などで構成されております。歳出の総額は、約67億7,800万円で、予算との比較では、おおよそ1億5,300万円の減となっております。

歳入歳出の差引額は、19ページに記載のとおり1億1,027万7,437円であります。

令和5年度の予算執行では、医療費が前年度と比較して、約3億円程度減少しました。これは、前年度が、新型コロナウイルス感染症による「受診控えの反動」により大きく増加したことによるものと考えております。

続きまして、介護保険事業特別会計にまいります。37ページをお開きください。

歳入の総額は、約68億6,700万円で、不納欠損額が約120万円、収入未済額が約370万円で、予算との比較では、おおよそ2億8,700万円の増となっております。

続いて歳出です。38ページをご覧ください。

この会計の歳出は、介護保険給付費のほか、関係町村が実施する地域支援事業に係る経費、広域連合の介護保険事業を運営するための管理経費、その他基金積立金等で構成されております。歳出総額は、約64億700万円で、予算との比較では、おおよそ1億7,200万円の減となっております。

歳入歳出の差引額は、39ページに記載のとおり4億5,974万5,689円で、このうち基金からの繰入額は、7,115万5,000円であります。

介護保険事業の予算執行では、65歳以上の第1号被保険者が減少している一方で、要介護等の認定者数が若干増えました。保険料収入と介護サービス給付費は、昨年度に引き続き減少いたしました。

以上が、令和5年度各会計の決算の概要でございます。詳細については、後ほど会計ごとに、担当課長からご説明申し上げます。また、説明は、決算内容について理解を深めていただくため、先に、主要な施策の成果説明書で概要を申し上げてから、決算の歳入歳出事項別明細書の説明をさせていただきます。以上でございます。

○ 議長（岩井英明）

続きまして、佐藤代表監査委員より各会計の決算審査の意見について、報告を求めます。

○ 代表監査委員（佐藤嘉己）

議長。

○ 議長（岩井英明）

佐藤代表監査委員。

○ 代表監査委員（佐藤嘉己）

それでは、令和5年度後志広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る審査意見について報告いたします。

審査の対象につきましては、令和5年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、及び介護保険事業特別会計歳入歳出決算であります。

審査の概要については、本年9月19日付で後志広域連合長から提出された各会計の決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書が、関係法令等に準拠して作成され、会計処理が適正、且つ、確実に行われたかどうかについて慎重に審査いたしました。

審査の期間につきましては、令和6年9月19日から同年10月1日まで。

審査の結果につきましては、令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、記載された係数は関係帳簿及び証拠書類と照合、検算の結果、正確であると認められ、予算の執行についてもおおむね適正に行われているものと認められましたところ です。

意見書2ページからは、各会計の決算概要について掲載しております。

2ページ、一般会計ですけれども、歳入決算額1億9,550万293円。歳出決算額1億9,299万7,654円で、差引250万2,639円です。前年度と比較すると、歳入で466万822円、歳出で144万656円の減です。そのほか、科目別の状況については表のとおりでございます。

続いて、4ページ。国民健康保険事業特別会計ですけれども、歳入決算額68億8,836万4,033円。歳出決算額67億7,808万6,596円で、差引1億1,027万7,437円です。前年度対比で、歳入2億8,264万4,048円、歳出で2億6,513万1,344円それぞれ減となっております。各項目の状況については表8から掲載しております。

続いて、7ページでございます。介護保険事業特別会計の概要ですけれども、歳入決算額68億6,764万8,184円。歳出決算額64億790万2,495円です。差引4億5,974万5,689円であり、前年度比、歳入で8,154万670円、歳出で595万3,545円で歳入歳出とも増となっております。各項目の状況等については表14からとなっております。

続いて、10ページでございますけれども、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査した結果につきましては、両調書ともおおむね的確なものとして認められています。

続いて、一般会計及び各特別会計の決算審査の意見についてですけれども、3会計合計で当初予算額137億2,304万1,000円、補正予算額1,249万3,000円で最終予算額が137億1,054万8,000円となっております。一般会計については、主要な事務である滞納整理事務において、搜索回数は20回、預貯金、給与、財産の差押件数も高い数字を維持しております。差押物件の公売についても、積極的に実施しており、その結果徴収額は、2,244万6,000円となっております。徴収額は前年比1,035万9,000円の減、徴収率は51.4%で前年比7.1ポイント減となっております。今後においては、税収の確保、徴収率の向上を図るために、更なる努力を期待しているところであります。徴収実績及び一般会計の歳入、歳出決算額については、次の表のとおりでありますので省略させていただきます。

国民健康保険事業特別会計は、医療費に関し、被保険者は減少傾向にあります。近年は1人当たりの医療費が増加傾向にあることから、安定的な国保運営に向け、引き続き保健事業の推進、特定健診の受診率の向上を図り、医療費の適正化と住民の健康の確保に努められたい。歳出総額は前年度と比較して減額とはなっておりますけれども、引き続き適切な業務遂行に努められたい。

介護保険事業特別会計については、引き続き、介護保険事業の円滑な運営に向け、適切な執行に努められたい。介護保険料の徴収に関して、99.5%で、前年度の99.4%と比べ平衡を推移しています。滞納繰越分は、不納欠損額が124万2,983円で前年度と比べ、66万8,548円の増額となっております。被保険者間の不公平感を招かないよう徴収体制を強化するとともに、引き続き臨戸訪問等の財産調査による滞納処分執行停止を進める等、関係町村との連携を密にし、より一層徴収率の向上への努力をされたい。

その他としましては、各会計予算総額137億1,054万8,000円に対して、3億3,156万1,255円の不用額を出している状況であり、これは予算総額の2.4%となっております。今後にあつては、予算計上の精度を高めるとともに、適切かつ柔軟な予算執行に努められたい。

最後ですけれども、昨今の厳しい財政状況下で、限られた財源及び人材ではあるものの、最小の経費で事務事業を展開しなければならないことから、職員一人ひとりの強いコスト意識と創意工夫により、事務事業の見直し等を行い、更にリスクを識別し、内部統制を働かせ、有効的、効率的、経済的、正確かつ合規的な事務の執行に努められたい。

以上で、決算審査の報告といたします。

○ 議長（岩井英明）

3会計の決算の概要と、監査委員からの決算に対する意見の報告が終わりました。

それでは、「認定第1号 令和5年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は要点のみとし、簡潔に説明願いたいと思います。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

認定第1号「令和5年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、ご説明いたします。着座の上、説明させていただきます。

まず、お手元に配布しております、主要な施策の成果報告書をご用意ください。

こちらの報告書の8ページになります。

一般会計の決算額は、歳入総額1億9,550万円、歳出総額1億9,299万8,000円で、歳入歳出の差引額は250万2,000円となりました。歳入の内訳は、関係町村からの負担金が55%を占めております。歳出予算は、議会費、総務費、民生費等で構成されており、広域連合の組織や基幹的なネットワークシステムを運営するための一般的な管理経費のほか、滞納整理事務に係る経費を計上しております。

次に9ページをご覧ください。

総務課に係る次の4点について記載しております。1つ目は議員研修の実施についてであります。コロナ禍により4年ぶりの実施となりましたが、ご覧の内容で視察研修を実施しました。2つ目は、広域連合だよりを3回発行し関係町村へ送付して、住民の方へ配布いただいております。3つ目は、ネットワークサーバOS等の更改についてになります。広域連合のネットワークサーバのOSの更新及び各構成団体に設置しているデータセンター接続用機器の更新を業務委託により実施しました。4つ目は事務用椅子等の購入であります。老朽化した職員の椅子及び打合せテーブル用の椅子の更新を行いました。

続きまして、税務課関係について、ご説明いたします。資料10ページから11ページになります。

まず、引受事案の状況についてです。令和5年度の引受事案は、前年度より7件減少して157件、金額が本税と税外を合わせて4,369万7,000円でした。近年は、関係町村の徴収体制が

徐々に強化され、事案の滞納額が100万円未満のものが9割を超え、滞納者の納税する資力が小さく、継続して引き継がれる案件が多い傾向にあります。引受税目の内訳と滞納額の階層区分の詳細は、記載の表のとおりでございます。

続きまして、収入の状況についてです。令和6年3月末日の収入状況は、本税と税外を合わせて2,244万6,000円。徴収率は前年より7.09ポイント減少の51.36%となりました。広域連合が滞納整理事務を行った効果については、収入額、事前予告効果額、納税誓約や措置中の未納額を合わせて、4,002万8,000円となり、関係町村負担金1,987万3,000円に対して、201.41%の引受効果率となりました。収入状況と引受効果の詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、差押・搜索等についてです。

令和5年度の差押・搜索等は実施状況は記載の表のとおりとなっており、公売回数は1件で、動産が2点、落札金額は1万5,000円でした。臨戸訪問や各種財産調査等により生活実態の確認を丁寧に行い、必要に応じて搜索や差押えなどの滞納処分を実施し、引き続き、徴収率向上に努めてまいります。

続きまして、職員研修会の開催についてです。

関係町村の徴収体制強化に資するための研修会を開催し、私債権を含む徴収に関する知識と技術の向上を図りました。研修会の詳細については、記載のとおりとなっております。

最後に、滞納管理システムの契約更新についてです。

滞納整理事務を効果的かつ効率的に行うための滞納管理システムの賃貸借契約の更新時期が到来したため、令和6年3月を始期とする5年間の長期継続契約と1年間の保守管理契約を締結しました。契約の詳細は記載のとおりでございます。

資料1 2ページと1 3ページに過去5年間の差押え数等の推移と関係町村別の収入状況を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上が税務課分になります。

以上、成果説明書による説明とさせていただきます。改めて令和5年度歳入歳出決算書及び事項別明細書によりご説明させていただきます。

説明につきましては、収入済額及び支出済額のみの説明とさせていただきますと存じます。それでは歳入からご説明いたしますので、決算書の4ページをお開き願います。

1款、1項、1目「負担金」、1節「町村負担金」、収入済額8,103万2,000円。町村負担金でございます。町村毎の内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

2節「低所得者保険料軽減町村負担金」、収入済額2,662万225円。介護保険料低所得者軽減に係る町村負担金でございます。こちらも町村毎の内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、6ページをご覧ください。

2款、1項、1目「低所得者保険料軽減国庫負担金」、収入済額5,453万3,300円。介護保険料低所得者軽減に係る国庫負担金でございます。

続きまして、3款、1項、1目「低所得者保険料軽減道負担金」、収入済額2,662万3,750円。同じく低所得者軽減に係る道負担金でございます。

続きまして、4款、1項、1目「繰越金」、収入済額572万2,805円。前年度繰越金でございます。

7ページをご覧ください。

5款、1項、1目「預金利子」、収入済額454円でございます。

2項、1目「滞納処分費」は、収入がございませんでした。

2目「雑入」、収入済額96万7,759円。社会保険料及び雇用保険料、福祉協会掛金でございます。

以上、歳入の収入済額合計が1億9,550万293円でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款、1項、1目「議会費」、支出済額122万4,716円。広域連合 議会運営に係る支出でございます。1節「報酬」から、1 3節「使用料及び賃借料」まで、ご覧の内容でございます。

同じく8ページからの、2款、1項、1目「一般管理費」は、支出済額6,541万7,086円でご

ざいます。

主なものとして、会計年度任用職員等のほか人件費、電算システムの保守管理業務などの委託料、事務所借上料などの一般管理経費、派遣職員の人件費負担金でございまして、1節「報酬」から、12ページ18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧の内容でございまして。

続きまして、12ページ下段でございまして。

2目「行政不服審査会費」は支出はありません。

次の13ページでございまして、2項「徴税費」、1目「税務総務費」は、支出済額1,831万5,812円。3節「職員手当等」から、14ページ18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧の内容でございまして。

3項、1目「選挙管理委員会費」、支出済額8万4,280円。1節「報酬」から、10節「需用費」まで、ご覧の内容でございまして。選挙管理委員会は、各町村の定時登録後の4回開催しております。

4項、1目「監査委員費」、支出済額17万8,485円。1節「報酬」から、15ページ18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧の内容でございまして。例月出納検査、決算審査等に係る支出でございまして。

続きまして、15ページの3款「民生費」、1項「社会福祉費」、1目「老人福祉費」、27節「繰出金」、支出済額1億777万7,275円。介護保険料低所得者軽減に係る介護保険事業特別会計への繰出金でございまして。

同じく、15ページの4款「公債費」、5款「予備費」は支出はございませんでした。

以上、歳出の支出済額、合計が1億9,299万7,654円でございまして。

続きまして、16ページをご覧願います。

実質収支に関する調書でございまして。

歳入総額1億9,550万円。歳出総額1億9,299万8,000円。歳入歳出差引額250万2,000円。実質収支額は同額でございまして。この歳入歳出差引額につきましては、令和6年度へ繰り越し、補正予算の財源として留保いたします。なお、1ページから2ページの一般会計歳入歳出決算書の歳入・歳出につきましては、ただいまの説明の再掲でありますので、省略させていただきます。

以上で、令和5年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○ **議長（岩井英明）**

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ **議長（岩井英明）**

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ **議長（岩井英明）**

これより、「認定第1号 令和5年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

○ **議長（岩井英明）**

お諮りいたします。

この決算を認定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

◎日程第6 認定第2号

○ 議長（岩井英明）

日程第6「認定第2号 令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

説明を求めます。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

議長。

○ 議長（岩井英明）

埜口国民健康保険課長。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

「認定第2号 令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。着座にて、ご説明いたします。

一般会計同様、成果報告書でご説明いたします。成果報告書の14ページをご覧ください。

「令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計決算の概要について」。国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入総額68億8,836万4,000円、歳出総額67億7,808万7,000円で、歳入歳出の差引額は1億1,027万7,000円となりました。

歳入の主要なものとしましては、関係町村からの分賦金が20億9,455万3,000円で、歳入総額の30.4%を占め、道支出金が46億5,392万9,000円、歳入割合67.6%となり、予算現額との比較で4,343万4,000円の減額となりました。

歳出の主要なもの、医療費の保険者負担分である保険給付費が43億108万5,000円、歳出割合63.4%、道への負担金である国民健康保険事業費納付金が20億2,422万8,000円、歳出割合29.9%で、予算現額との比較で1億5,371万1,000円の減額となりました。

施策の成果概要につきましては（1）の被保険者の状況から（5）道2号繰入金に概要を整理しております。

（1）被保険者の状況について、記載のとおりでございます。前年度と比べ被保険者数が減少しています。

（2）保険給付費の状況について、保険給付費の総額は、前年度と比べ3億1,246万9,000円の減額となりました。主な要因としましては、療養給付費における被保険者の入院日数の減少による影響が顕著となっております。

（3）医療費の適正化等について、保険者として、被保険者資格の管理など、関係町村との役割分担と連携により、適正な事務の執行に努めました。また、各種保健事業の実施について、関係者の参集や外部機関との情報交換など、関係町村における事業の実施が円滑に進むよう実施しております。

（4）の実質収支額の扱いについて、実質収支額1億1,027万7,000円は、翌年度へ繰り越し、道支出金を精算した上で16町村へ還付いたします。

（5）の道2号繰入金について、道内3広域連合の連携により道と協議を重ね、規模は段階的に縮小するものの、令和8年度まで継続することの合意を得ました。成果報告書の説明は以上となります。

引き続き、「令和5年度歳入歳出決算書及び事項別明細書」によりご説明いたします。

説明につきましては、一般会計同様、収入済額、支出済額により説明をさせていただきます。それでは、決算書20ページをお開き願います。

「歳入」、1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」は、20億9,455万3,000円です。内訳は、1節「医療給付分」、21ページに移りまして2節「介護保険分」、22ページに移りまして3節「後期高齢者分」です。

各町村の金額は、備考欄に記載のとおりです。

23ページの2款、1項、1目「保険給付費等交付金」は46億5,392万9,457円。内容としまして、1節「保険給付費等交付金（普通）」は42億8,239万5,457円です。「歳出」、2款の「保険給付費」に充当する費用として北海道から交付されたものです。前年度比で約3億円の減となり、「歳出」、2款の「保険給付費」の状況等による減となりました。

2節「保険給付費等交付金（特別）」3億7,153万4,000円は、「保険者努力支援分」、保険者が個別に取り組む事業に対して交付される「特別調整交付金」と「道繰入金（2号分）」、特定健診等の実施費用を対象とします「特定健康診査等負担金」の合計となります。

3款、1項、1目「繰越金」は、前年度決算に伴う繰越金となっており、1億2,779万141円です。

23ページ下段から24ページの、4款、1項、1目「預金利子」は、4,915円。

2項、1目「第三者納付金」は、612万9,478円。

2目「返納金」は、現年分と滞納繰越分を合わせて、524万1,712円となっております。なお、返納金現年分の収入未済額160万5,208円は令和6年度へ繰越しています。このうち1件は125万4,000円を超える高額な事案となりましたが、本件は今年度7月に国保連合会による保険者間調整が終了し、収入済となっております。

26ページになりますが、3目「雑入」は、47万330円です。

5款、1項、1目「国庫補助金」は、24万5,000円で、令和5年度限りで交付された健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金です。

歳入の収入済額合計68億8,836万4,033円でございます。

次に、27ページからの歳出を説明いたします。

1款、1項、1目「一般管理費」は、1億7,256万9,278円です。

1節から4節は広域連合国保課に係る人件費であり、説明を省略させていただきます。主な内容としましては、28ページになりますが、12節、共同電算処理委託料、国民健康保険電算システム保守管理業務委託料になります。

18節では、国民健康保険課派遣職員6名に係る人件費の派遣元町村への負担金、へき地直営診療所負担金を支出しております。

2目「連合会負担金」は、3,968万4,082円。国保連合会の運営等に係る負担金のほか、市町村事務処理標準システム等、国保連合会で管理・運用するシステムの保守経費も含め支出しております。

2項、1目「運営協議会費」6万2,844円は、国保運営協議会の会議開催等に伴う経費です。

3項、1目「特別対策事業費」は310万8,701円。医療費の適正化に係る費用で、主に11節、医療費通知などの郵便料や、12節、柔道整復施術療養費の委託料となります。

2款は29ページ下段からですが、医療費に係る支出としまして、2款、1項、1目「療養給付費」36億5,268万6,210円。

30ページですが、2目「療養費」2,368万8,085円、3目「審査支払手数料」810万7,136円です。

2項、1目「高額療養費」5億8,765万1,132円、2目「高額介護合算療養費」8万7,246円、3目「高額外来年間合算療養費」は110万9,649円です。

次の3項、1目「移送費」は、支出がございませんでした。

31ページの4項、1目「出産育児一時金」は、2,540万8,177円です。

11節は、国保連合会への支出で出産育児一時金の支払い手数料。18節は、出産育児一時金54件分になります。

5項、1目「葬祭費」支出済額228万円は76件分の葬祭費です。

6項、1目「傷病手当金」は支出済額6万7,560円で、新型コロナウイルス感染症に係る手当で2件支給をしております。

2款の決算額合計は43億108万5,195円となりました。

引き続き、31ページの下段、3款「国民健康保険事業費納付金」になります。こちらは都道府県単位化に伴い、北海道が道内全体の医療費などを負担するための原資となるもので、保険者の規模・所得に応じた額となっております。1項、1目「医療給付費分」は、14億4,631万

1,000円。道全体で必要とする医療費のうち、当広域連合で負担する費用分です。

32ページ、2項、1目「後期高齢者支援金等分」は、4億1,526万9,000円。

3項、1目「介護納付金分」は、1億6,264万8,000円です。

続きまして、4款、1項、1目「共同事業拠出金」は157円となりました。

5款、1項、1目「特定健康診査等事業費」は、各町村で実施いたしました各種事業の内容となり8,444万6,491円です。主な支出は11節として、特定健診受診に係る郵便料やデータ管理システムに係る通信料、共同処理等の手数料などを支出しております。12節では特定健診等委託料、機器保守委託料などです。18節では、国保連合会負担金、特定保健指導に際して臨時で雇用する保健師・栄養士等の人件費負担金などを支出しております。

34ページになります。

2項、1目「疾病予防費」は、1,920万8,220円です。主な支出は、12節、人間ドック等の委託料、18節は予防接種等負担金として、インフルエンザなどの予防接種に要した費用となります。

引き続き34ページの下段から35ページの、6款、1項、1目「利子」は、支出がありませんでした。

7款、1項、1目「償還金」は、1億3,369万3,628円。令和4年度決算に伴う関係町村への分賦金精算分及び保険給付費等交付金超過交付分に係る北海道への返還金となっております。

8款、1項、1目「予備費」は、支出がありませんでした。

以上、歳出の支出済額合計が67億7,808万6,596円でございます。

次の、36ページの実質収支に関する調書ですが、「1歳入総額」68億8,836万4,000円、「歳出総額」67億7,808万7,000円、「3歳入歳出差引額」と「5実質収支額」が同額の1億1,027万7,000円となり、令和6年度へ繰越いたします。本繰越金は、令和6年度会計において、関係町村への分賦金還付、道支出金の還付金の補正予算財源といたします。

冒頭17ページから19ページまでの国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出等につきましては、只今の説明の再掲ですので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「認定第2号 令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。

この決算を認定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

◎日程第7 認定第3号

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第7「認定第3号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

説明を求めます。

○ 介護保険課長（田中哉利）

議長。

○ 議長（岩井英明）

田中介護保険課長。

○ 介護保険課長（田中哉利）

「認定第3号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。着座にて、ご説明いたします。

一般会計、国保特別会計と同様に、成果報告書からご説明いたします。成果報告書の19ページをご覧ください。

まず、概要についてお話いたします。令和5年度の介護保険特別会計の決算額につきまして、歳入総額68億6,764万8,000円、歳出総額64億790万2,000円、歳入歳出差引額4億5,974万6,000円となりました。歳入総額は、予算現額との比較で2億8,713万4,000円の増額となりました。参考までに前年度との比較では、8,154万1,000円の増額となっております。また、歳出総額は、予算現額との比較で1億7,261万2,000円の減額となっておりますが、前年度との比較では595万4,000円の増額となっております。

前年度との比較では、歳入・歳出ともに増加しており、歳入増加の主な要因としては国庫支出金等（負担金・補助金）の増加が挙げられます。また、歳出については、前渡資金の増加に伴う返還金が増加したことが主な要因となっております。歳入・歳出、それぞれの内訳については記載のとおりとなっておりますので、お読み取り下さい。概要については以上です。

（1）第1号被保険者数についてご説明いたします。令和6年3月末時点で、第1号被保険者数は17,411人となっております。前年度の同月と比較すると323人減少しております。75歳から85歳未満の被保険者は116人増加しておりますが、それ以外の年代では439人減少しております。特に65歳から75歳未満の被保険者が407人減少しており、平成21年度以降減少が続いている状況です。

（2）要介護（支援）認定者数についてです。要介護（要支援）認定者数は、年間で37人増加し、令和6年3月末時点で3,663人が認定を受けている状況となっております。第1号被保険者が減少している状況の中でも、高齢化率、特に後期高齢化率は上昇傾向が見込まれることから、今後ますます介護予防事業を計画的、継続的に取り組んでいくことが重要となっております。

（3）介護保険料についてです。第1号被保険者の減少により、保険料収入は現年度・過年度合わせて11億238万円となっております。前年度より690万6,000円の減額となっております。収納率は99.85%から99.91%と0.06ポイント上がっていますが、第1号被保険者の減少により、保険料収入としては、昨年度よりも減となっております。

また、不納欠損については、201件で124万3,000円。内訳については時効消滅が83件で49万2,000円、処分停止が118件で75万1,000円となっております。

続きまして、20ページ、（4）介護給付費についてです。介護給付費については、53億570万8,000円を執行しております。前年度と比較すると9,683万円減少しており、その主な要因としては施設介護サービス費と地域密着型サービス費の減少となっております。

（5）地域支援事業についてです。各町村に設置された地域包括支援センターを通じて介護予防ケアマネジメント業務、総合事業支援業務等を取り組み、介護予防・日常生活支援総合事

業で1億7,950万6,000円。包括的支援事業及び任意事業で3億7,296万8,000円。合計5億5,247万4,000円を執行しております。

(6) 第9期介護保険事業計画の策定について、(7) 会議・研修会等の開催については、記載のとおりとなっておりますので、説明を省略いたします。

21ページ、(8) 決算余剰金についてです。決算余剰金、歳入歳出差引額4億5,974万6,000円については、翌年度に繰り越し、国・道・支払基金への返還3億3,147万2,000円。第1号被保険者保険料還付金153万8,000円。介護保険準備基金積立金1億2,673万6,000円を補正予算によって執行しております。

22ページ以降については、各種資料について記載しておりますので、後ほどお読み取りください。

引き続き、令和5年度歳入歳出決算書及び事項別明細書によりご説明いたします。説明につきましては、収入済額及び支出済額のための説明とさせていただきます。

それでは、決算書の40ページをお開き願います。

歳入からご説明いたします。1款、1項、1目「第1号被保険者保険料」は11億237万9,795円でございます。内訳は、1節「現年度分」、2節「滞納繰越分」となっております。

続きまして、2款、1項、1目「広域連合負担金」9億1,406万2,823円。内容としましては、1節「介護給付費町村負担金」6億6,359万3,479円は、介護サービス給付費等の町村負担金でございます。

41ページをご覧ください。

2節「地域支援事業町村負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）」2,243万8,191円は、地域支援事業のうち、町村への委託やニーズ調査費等の介護予防・総合事業に係る町村負担金でございます。

42ページをご覧ください。

3節「地域支援事業町村負担金（包括的支援事業・任意事業）」7,179万6,340円は、地域支援事業のうち、町村への委託やアドバイザー事業・給付費通知等の包括的支援事業・任意事業に係る町村負担金でございます。

43ページをご覧ください。

4節「事務費等町村負担金」1億2,284万5,476円は、システム改修費等の町村負担金でございます。

44ページをご覧ください。

5節「介護認定審査会町村負担金」3,338万9,337円は、認定審査会に係る町村負担金でございます。

構成町村毎の負担金につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

45ページをご覧ください。

3款から5款までは、国・道・支払基金からの負担金・補助金等となっております。

3款、1項、1目「介護給付費負担金」10億3,699万6,094円。

2項、1目「調整交付金」4億3,966万1,000円。

続いて46ページをご覧ください。

2目「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」5,260万4,774円。

3目「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」1億4,646万7,757円。

4目「保険者機能強化推進交付金」1,866万6,000円。こちらにつきましては、介護予防・自立支援等に関する取り組みの支援として交付されており、当連合では、第1号被保険者の保険料に充当しております。

6目「介護保険事業費補助金」160万円でございます。

続いて、4款、1項、1目「介護給付費交付金」14億8,613万円。

47ページをご覧ください。

2目「地域支援事業交付金」5,362万1,000円でございます。

続きまして、5款、1項、1目「介護給付費負担金」9億5,489万2,492円。

2項、1目「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」2,297万5,483円。2目「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」7,323万3,878円でございます。

48ページをご覧ください。

6款、1項、1目「利子及び配当金」8,678円でございます。

7款、1項、1目「低所得者保険料軽減繰入金」1億777万7,275円。

2項、1目「基金繰入金」7,115万5,000円でございます。

8款、1項、1目「繰越金」3億8,415万8,564円。

49ページをご覧ください。

9款、1項、1目「滞納処分費」については実績がございませんでした。

2項、1目「延滞金」10万4,500円。2目「過料」については実績がございませんでした。

3項、1目「預金利子」1万1,000円。

4項、1目「返納金」23万9,998円。2目「第三者納付金」については実績がございませんでした。3目「雑入」90万2,073円でございます。

以上、歳入の収入済額の合計は68億6,764万8,184円でございます。

次に51ページからの歳出についてご説明いたします。

1款、1項、1目「一般管理費」は1億1,158万469円でございます。1節から4節は主に介護保険課の人件費となっておりますので、説明を省略させていただきます。1項の主な内容としては、52ページ、12節「委託料」は介護保険電算システム改修業務委託料、電算システム及びマイナンバー環境設備保守業務委託料となっております。また、18節では、介護保険課の派遣職員に係る人件費の派遣元への負担金等を支出しております。詳細については、備考欄に記載しておりますのでお読み取り願います。

続いて、53ページをご覧ください。

2項、1目「賦課徴収費」696万1,080円でございます。こちらにつきましては、保険料の賦課・徴収に係る費用となり、10節「需用費」では、パンフ等の印刷製本費、11節「役務費」では納入通知書の郵便料等がございます。

54ページをご覧ください。

3項、1目「認定審査会費」3,338万9,337円でございます。こちらにつきましては、介護認定審査会に係る費用となります。12節で南後志と羊蹄山麓認定審査会へ事務委託料として支出、18節で北後志と岩宇認定審査会で共同設置に係る負担金として支出しております。

4項、1目「計画策定委員会費」681万7,000円でございます。こちらにつきましては、第9期介護保険事業計画策定に係る委員会等の費用でございます。主な支出としては、12節、計画策定の委託料となっております。

次に2款「介護給付費」についてご説明いたします。

55ページをご覧ください。

2款、1項、1目「介護サービス等給付費」53億909万2,337円でございます。

11節、審査支払手数料のほか、サービス給付費の内訳につきましては、18節の備考欄、「介護サービス給付費」以下、記載の内容のとおりとなっております。

次に56ページをご覧ください。

3款、1項、1目「介護予防・生活支援サービス等事業費」1億7,950万5,530円。

2項、1目「包括的支援事業・任意事業費」3億7,296万8,000円でございます。これらにつきましては、構成町村で実施しております介護予防事業の委託料や総合事業の給付費として支出しております。

57ページをご覧ください。

4款、1項、1目「介護保険基金積立金」1億4,474万2,931円でございます。

5款、1項、1目「利子」については、支出がございませんでした。

6款、1項、1目「償還金」2億4,218万311円でございます。こちらは、前年度に交付となった、国・道などからの介護給付費等の負担金精算に係る返還金となっております。

2目「第1号被保険者保険料還付金」66万5,500円。

3目「第1号被保険者保険料還付加算金」については支出がございませんでした。

58ページをご覧ください。

7款、1項、1目「予備費」については、支出がございませんでした。

以上、歳出の支出済額、合計が64億790万2,495円でございます。

59ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。「1歳入総額」68億6,764万8,000円。「2歳出総額」64億790万2,000円。「3歳入歳出差引額」と「5実質収支額」ともに4億5,974万6,000円となり、令和6年度へ繰り越しいたします。本繰越金は、令和6年度会計において、介護保険基金積立金、国・道・支払基金への返還金、第1号被保険者保険料還付金の補正予算財源といたします。

60ページをご覧ください。

財産に関する調書です。こちらには介護保険基金の状況について、掲載しております。決算年度末現在高4億3,320万5,000円となっております。

決算書の37から39ページに記載のある歳入・歳出については、ただ今の説明の再掲となりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「認定第3号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。

この決算を認定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

○ 議長（岩井英明）

10分間休憩します。

休憩 14時20分

再開 14時25分

○ 議長（岩井英明）

会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第1号

○ 議長（岩井英明）

それでは日程第8「議案第1号 後志広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- **国民健康保険課長（埜口浩司）**  
議長。

- **議長（岩井英明）**  
埜口国民健康保険課長。

- **国民健康保険課長（埜口浩司）**

議案第1号「後志広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

後志広域連合国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。令和6年11月29日提出、後志広域連合長、片山健也。

改正文の朗読は省略させていただき、議案1ページ下段の説明をご覧ください。着座の上、失礼いたします。

今般の改正の理由につきましては、令和5年6月9日に公布されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、国民健康保険法の一部が改正され、本年12月2日よりマイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴うものです。被保険者証の返還に応じない場合に過料を科す規定について、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、「新旧対照表」によりご説明いたします。

議案の2ページをお開き願います。

改正内容の1点目は、現行の被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証の交付・返還等の条文が削除された国民健康保険法の一部改正に伴う、引用する本条例の項番号を改めるものです。

改正内容の2点目は、同じく法での被保険者証の返還義務に係る条文削除に伴い、本条例第10条に規定している被保険者証の返還に応じない場合の罰則部分について改めるものです。なお、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う諸規定は、国民健康保険条例施行規則に委任されていることから、別途、規則を改正し対応いたします。

最後に施行日についてですが、1ページにお戻りください。

附則第1項が、本条例の施行日は法の施行日と同じ、令和6年12月2日とする定めです。

附則第2項は、本年12月1日までに交付済みの被保険者証は、その有効期限まで使用できますので、施行日前の行為及び被保険者証に係る施行日後から被保険者証の有効期限までの行為に、改正前の罰則規定を適用することの定めになります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- **議長（岩井英明）**  
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

- **議長（岩井英明）**  
討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「議案第1号 後志広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第9「議案第2号 令和6年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

それでは、議案第2号「令和6年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）」になります。着座の上、説明させていただきます。

令和6年度後志広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億423万1,000円とする。第2項の朗読は省略させていただきます。令和6年11月29日提出、後志広域連合長、片山健也。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。6ページをご覧ください。

2款、1項、1目「一般管理費」、補正額26万8,000円の増額。内容といたしましては、13節「使用料及び賃借料」における事務所借上料に係るものでございまして、所有者であります北海道の行政財産使用許可に伴う使用料の算定が増となり予算を上回る額であったため、不足分の増額補正をするものでございます。なお、本年度の使用料の額は397万6,586円です。

続きまして、歳入をご説明いたします。5ページをご覧ください。

5款、1項、1目「繰越金」、補正額26万8,000円の増額。歳出補正の財源として、前年度繰越金の増額補正をするものです。

なお、1ページの「第1表 歳入歳出予算補正」及び3ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の「1総括」につきましては、ただいまご説明を申し上げました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

- **議長（岩井英明）**  
討論を行います。  
討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり。）  
討論なしと認めます。  
これより、「議案第2号 令和6年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

- **議長（岩井英明）**  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり。）  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

- **議長（岩井英明）**  
次に、日程第10、「議案第3号 令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を、議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

- **国民健康保険課長（埜口浩司）**  
議長。

- **議長（岩井英明）**  
埜口国民健康保険課長。

- **国民健康保険課長（埜口浩司）**  
議案第3号、「令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてです。着座にて、失礼いたします。  
令和6年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,026万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,323万9,000円とする。第2項については朗読は省略させていただきます。令和6年11月29日提出、後志広域連合長、片山健也。

事項別明細書により歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。

「歳出」、6款、1項、1目「償還金」、22節「償還金利子及び割引料」は、1億1,026万8,000円の追加です。こちらは、令和5年度国保会計の決算による、関係町村への分賦金の還付1億963万8,000円及び北海道より交付された保険給付費等交付金（普通）の精算・調整に伴う返還金64万円として、補正前との差引額1億1,026万8,000円として計上するものでございます。

以上、歳出合計1億1,026万8,000円の追加補正でございます。

続いて、歳入につきましてご説明いたします、5ページにお戻り願います。

「歳入」、1款、1項、1目、「国民健康保険分賦金」、1節「医療給付分」は、1,000円の増です。こちらは、「歳出」、6款補正に係る財源調整に伴うものでございます。

3款、1項、1目、「繰越金」、1節「前年度繰越金」は、1億1,026万7,000円の追加でございます。

以上、歳入補正額合計は歳出と同額の1億1,026万8,000円を追加補正するものでございます。

議案の最後に今回の補正予算の町村別内訳表として資料を添付しております。

資料1につきましては、町村別の補正額一覧、次の資料2につきましては、補正前の額、補

正後の額を載せた資料となります。後ほどご覧いただきたいと存じます。

また、1ページからの「第1表歳入歳出予算補正」、及び3ページからの「歳入歳出補正予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいま、説明いたしました内容の再掲でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終了いたしましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

これより、「議案第3号 令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○ 議長（岩井英明）

以上をもって、本日の日程は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第2回後志広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

閉会 15時38分

上記会議の経過は、書記 松田典明の記載したものであるが、

その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 岩井英明

署名議員 陰能裕一

署名議員 浅井文博